

第6回検討会における意見を踏まえた再修正版
(赤字部分が修正点)

無料低額宿泊事業の最低基準に関する 意見についての対応方針

無料低額宿泊所の最低基準に関する意見についての対応方針

第5回検討会及び追加提出意見		意見についての対応方針
無料低額宿泊事業の範囲	<ul style="list-style-type: none"> 他の通達や予算等で実施されている事業についても無料低額宿泊事業の対象外とすべき。 	<ul style="list-style-type: none"> 最低基準上、他法令に基づく事業など、無料低額宿泊所と明らかに異なる目的で実施されていると認められる場合は、無料低額宿泊事業の対象外と規定する。 個々の事業等について対象外となるかどうかは、個々の事業目的や事業の要件に照らして判断を行うこととする。
	<ul style="list-style-type: none"> 無料低額宿泊事業の届出を忌避する事業者には、福祉事務所から新規紹介を行わない、既入居者の転居を促す等の取扱いとすべき。 	<ul style="list-style-type: none"> 福祉事務所における業務の実施通知において必要な記載を行う。
	<ul style="list-style-type: none"> 無料低額宿泊事業の運営主体について、法人格を有している者に限定すべき。 	<ul style="list-style-type: none"> 社会福祉法上、第2種社会福祉事業の経営主体は法人格を有している者に限定されていないため、最低基準によって経営主体を制限することができない。 ※ 日常生活支援住居施設の認定要件において、法人格を有するものに限定することについて、今後検討。
基本方針	<ul style="list-style-type: none"> 無料低額宿泊所については、低廉性と居住の一時性が要件であることから、基本方針でも「一時的な居住の場」であることを明記すべき。 	<ul style="list-style-type: none"> 無料低額宿泊所については、基本的に、何らかの課題があり直ちに単身での居宅生活が困難な者や、他の社会福祉施設等の入所対象とはならない者が一時的な居住の場として利用するものであるため、最低基準上、「基本的に一時的な居住の場であることに鑑み、入居者が独立して日常生活を営むことができるか常に把握すること」と、「円滑な退居のための必要な援助に努めなければならない」旨を規定する。 ただし、「一時的な居住」の期間は、「課題が解消され居宅生活が可能な状況になるまでの間」や、「個々の状態に適した社会福祉施設等の入所が可能となるまでの間」など、入居者の状況により様々であることや、日常生活の支援が必要な者については、「日常生活支援住居施設」の認定を受ける無料低額宿泊所に中長期間入居することも想定されるため、解釈通知において、「一時的な居住の場とは、一律に入居期間を限定する趣旨ではない」旨を記載する。
	<ul style="list-style-type: none"> 「低額」の定義について記載すべき。 	<ul style="list-style-type: none"> 解釈通知で、「低額とは、居室使用料が、近隣の同種の住宅と比較して均衡を失しない範囲として、住宅扶助基準以下であることや、敷金等の入居にあたっての一時金を求めないことを具体的な要件として定めるもの」である旨を記載する。

無料低額宿泊所の最低基準に関する意見についての対応方針

	第5回検討会及び追加提出意見	意見についての対応方針
居室の要件	<ul style="list-style-type: none"> ・居室面積は、地域の事情によって4.95m²以上とすることができますが、その適用範囲について明確にすべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・解釈通知で、「当該地域の住宅事情、利用対象者数、地域の無料低額宿泊所等の状況を勘案して設定すること」、「4.95m²とする範囲については、あらかじめ適用する地域を設定するか、無料低額宿泊所の立地等により個々に判断するかいずれの方法によっても差し支えないこと」を記載する。
	<ul style="list-style-type: none"> ・これまでも、ガイドライン上で地域の事情によって4.95m²以上7.43m²未満の面積範囲で運営が認められてきた施設については、引き続き当該基準での運営が可能となるよう明記すべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の事情により4.95m²以上とすることができます取扱いについてはガイドラインから変更していないところである。面積基準の適用については、各自治体における判断となるため、意見のあった観点は留意すべき事項として周知を図る。
	<ul style="list-style-type: none"> ・家族等で入居する場合、7.43m²では狭隘であることから、別途、面積基準について規定すべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・実際に入居する家族等の構成により最低限必要な面積は異なるため、解釈通知で「原則1人あたり7.43m²以上とすること」を記載する。
居室以外の設備の要件	<ul style="list-style-type: none"> ・浴室について、他の社会福祉施設では浴槽の設置は明記されていないため、浴槽の設置義務を削除するか、「原則として浴槽を設置すること」としてはどうか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・他の社会福祉施設でも、一般的に浴室には浴槽が設置されていることを前提とされているものと考えられる。入浴を希望する場合に対応できる設備を設けることが適切であることから、浴槽を設けることとする。
居室面積の経過措置	<ul style="list-style-type: none"> ・居室面積については経過措置を設ける必要はないのではないか。経過措置を設ける場合でも年数を区切るべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・他の社会福祉施設の例では、基準に適合させる場合には大規模な工事等が必要になる場合があることから基準改定時点の既存施設は旧基準を適用せざるを得ない一般的であるため、一律に経過措置の年限は区切らないこととする。 ・現行ガイドラインの「段階的・計画的に基準を満たすように整備すること」の方針をより明確化するため、施設において計画を策定・提出することを要件とする。 ・軽微な工事等で対応できるものは、個々の状況に応じて具体的な年限を区切って対応することを記載する。
	<ul style="list-style-type: none"> ・改善計画の策定にあたっては、都道府県等と協議を行うこととすべき。 ・改善計画で定めた期限等が遵守されない場合、事業停止命令を行うことができる」とすべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・最低基準上、「改善計画は、都道府県等と協議の上作成する」こととする。 ・また、改善計画で定めた内容が履行されない場合、改善命令の対象となり、当該命令に違反した場合には、事業の制限・停止命令の対象となり得るものとする。

無料低額宿泊所の最低基準に関する意見についての対応方針

	第5回検討会及び追加提出意見	意見についての対応方針
居室面積の経過措置	<ul style="list-style-type: none"> ・ガイドライン改定以前(平成27年7月以前)に無料低額宿泊所として届出を行っていた施設に限定すべき。 ・自治体との協議によって無料低額宿泊所の届出は行っていなかった施設についても含めるべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・経過措置の対象とする施設は、平成27年6月末時点において宿泊所として利用されていた施設とするが、今般、無料低額宿泊所の範囲を明確化することによつて、従前から無料低額宿泊事業に該当していたものの届出を行わなかつた施設等も届出を行わせる必要があるため、ガイドライン改定以前から無料低額宿泊事業に相当する事業を実施していたと都道府県等が認められる場合に限り、ガイドライン改定以前の届出の有無にかかわらず経過措置の対象となり得るものとする。
	<ul style="list-style-type: none"> ・定員増のための増改築を認めない範囲については、同一施設ではなく、同一事業者とすべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・同一施設(同一敷地内を含む)での定員増のための増改築を認めないとする要件は、当該施設において事業拡大するのであれば、既存居室の面積拡大をすべきという趣旨であり、他の地域において事業を実施することまで妨げるものではない。
多人数居室・簡易個室の経過措置	<ul style="list-style-type: none"> ・通常の施設も契約期間を1年に設定することや、1年以内に転居先を紹介するのであれば、経過措置期間は転居に要する期間として1年間とすべきではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・経過措置期間中の取扱いについて、段階的に解消されるよう <ul style="list-style-type: none"> ①やむを得ない場合を除き福祉事務所から新規利用者を紹介しないこと、 ②原則として施行後1年までに転居先を提案すること、 ③簡易個室について段階的な住宅扶助減額の措置を行うこと とするが、転居にあたつては既入居者の希望や状態を考慮する必要があることや、地域の事情によっては直ちに適切な転居先が見つからない場合や、やむを得ず新規利用者を紹介する場合も考えられることから、規制強化の円滑な実施のため3年間の経過措置期間を設定する。

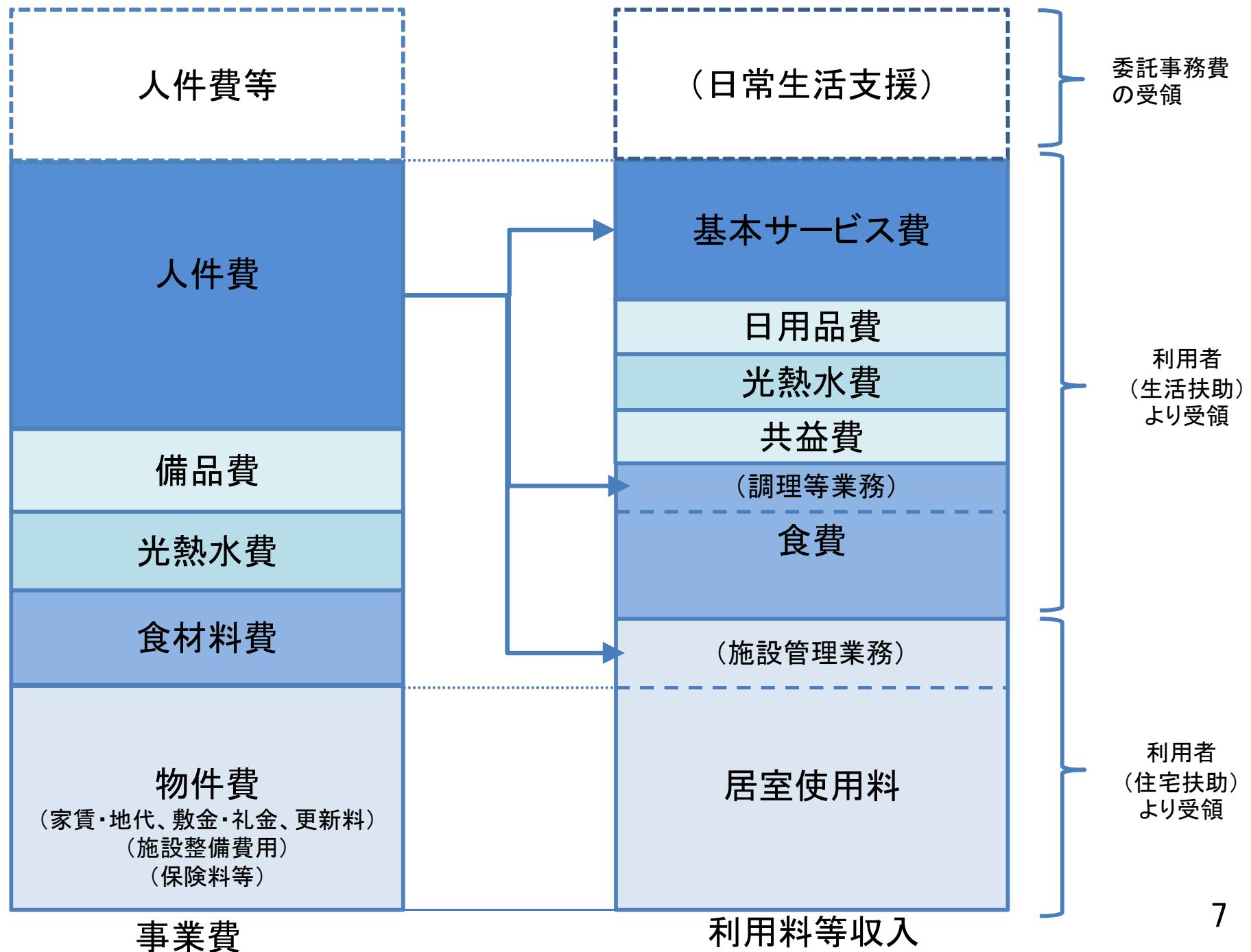
無料低額宿泊所の最低基準に関する意見についての対応方針

	第5回検討会及び追加提出意見	意見についての対応方針
施設長の資格要件	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉事業に2年以上従事した者について、生活困窮者自立支援制度なども含めるべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・最低基準上、「社会福祉事業等に2年以上従事した者」として、社会福祉事業以外で無料低額宿泊事業に類似する業務として、生活困窮者自立支援制度に基づく自治体からの委託事業の業務、有料老人ホーム、サービス付き高齢者住宅の業務に従事した者等について含めることとする。
	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉事業に2年以上従事した者について、宿泊所の利用期間を含めるか否か整理すべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の利用者の内部雇用については、あくまでも軽微な補助的業務としての位置づけとして、社会福祉事業の従事経験には含めないこととする。 (あわせて、利用者のまま施設長の職務を行うことは認めない旨を明記する。)
	<ul style="list-style-type: none"> ・同等の能力を有する者の判断基準については、事業者の独自研修は含めないこととすべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「同等の能力を有する者」については、他の社会福祉施設共通の研修として施設長資格認定講習会としていることから、独自研修は含めないこととする。 ・なお、原則として施設長就任前に講習会課程を修了しておく必要があるが、施設長の急な退職等の特別な事情がある場合には、施設長就任後であってもやむを得ないこととする。(他の社会福祉施設と同様の取扱い)
施設長の専従等	<ul style="list-style-type: none"> ・施設長は専従とすべきと考えるが、「専任」とした場合でも、複数の施設の施設長を兼務することはできないようにすべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・施設長は社会福祉法の規定どおり「専任」としつつ、専任の解釈については、主に当該施設の施設長の業務を行うことを記載する。

無料低額宿泊所の最低基準に関する意見についての対応方針

	第5回検討会及び追加提出意見	意見についての対応方針
利用料の受領	<ul style="list-style-type: none"> ・無料低額宿泊所で提供されるサービス（受領できるサービス費用）に制限を設けないことは、「貧困ビジネス」対策とならない。①サービス費の受領を禁止、②提供サービスの限定、③日常生活支援の委託対象となるサービスの提供禁止のいずれかの対応とすべき。 ・サービス費の受領を禁止すると、無料低額宿泊所では利用者への支援が行えないということになり、一般住宅と変わらないということになってしまうのではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・最低基準上、利用料については、①運営規程にサービスの内容及び利用料を規定、②契約にあたって利用者に対して文書を交付して説明を行い、文書により契約を行うこと、③運営規程は自治体に届け出るほか、施設内に掲示及び公表し、適切なサービス選択が行われるよう規定する。 ・その上で、無料低額宿泊事業として提供されるサービス（受領可能なサービス費）の内容について限定することとし、無料低額宿泊事業として基本的に行うこととする利用者の状況把握にかかる費用、軽微な生活上の相談に応じる費用（人件費等）を「基本サービス費」として受領可能な費用として位置づける。 ・基本サービス費の算定にあたっては、施設に勤務する職員の人件費のうち、状況把握及び軽微な生活上の相談等の業務に要する費用等を勘案し設定することを求める。 ・その他、利用者の選択によるサービス費については、「利用者の選定により提供される日常生活の支援に要する費用」として、日常生活支援住居施設の要件を満たす場合に限り受領ができるものとする。 <p>※ 生活保護受給者以外の利用者など委託の対象とならない者に対して日常生活の支援を行う場合の利用料の受領、委託費の対象となるサービス以上の手厚い支援にかかる費用、個別的な外出の援助等に要する費用等を想定</p>
契約等	<ul style="list-style-type: none"> ・居室利用契約と生活サービス契約を分けて、生活サービス契約をしないことを居室利用契約の解約条件としないこととすべき。 ・生活サービスを提供を希望しない者については、一般住宅でも生活できる者となるのではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・最低基準上、利用にあたって、「サービス選択に資すると認められる重要事項を文書で交付して説明を行う」とともに、「居室の利用に係る契約と、それ以外のサービスに係る契約をそれぞれ締結しなければならない」ことを規定する。 ・その際、解釈通知において、入念的に、利用者が望まないサービスの提供を強要することがあってはならない旨を記載することとする。
	<ul style="list-style-type: none"> ・1ヶ月以内等の短期間で退居ができるよう、利用者からの解約にかかる規定を設けるべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・最低基準上、「入居者が解約を申し入れたときは、速やかに当該契約を終了する旨を定めなければならない」旨を規定する。

(参考) 事業費と利用料等の設定方法に関するイメージ図



無料低額宿泊所の最低基準に関する意見についての対応方針

	第5回検討会及び追加提出意見	意見についての対応方針
利用者の状況把握	<ul style="list-style-type: none"> ・介護サービス等の他のサービスを利用している場合、その報告をもって状況把握とすることはできるとしてはどうか。 ・就労している場合等、日中は不在にしていることが把握できている場合は、週1回程度の状況把握で足りるのではないか。 ・休日の取扱いをどうするのか。 	<p>・障害者グループホームの取扱い等を参考にして、解釈通知に以下のとおり取扱いを記載する。</p> <p>「原則1日1回以上の状況把握については、心身の状況に変化等がないか、生活上の問題等を抱えていないかなど利用者が安定した生活を送るための支援の観点から行うものとし、その方法は、共用室等での面談、居室への訪問等を想定している。</p> <p>ただし、状況把握の方法や頻度等については、適切なアセスメントやマネジメントに基づき、利用者との合意の下に決定されるべきものであり、利用者的心身の状況等に応じて、訪問以外の方法での状況把握、訪問等を行わない日があることを必ずしも妨げるものではないこと。</p> <p>なお、職員の勤務状況により休日となる日については訪問等による状況把握を行う必要はないが、利用者からの臨時の連絡等には適宜応じられるよう適切な支援体制を講じること。」</p>
地域住民との関係	<ul style="list-style-type: none"> ・施設設置に当たって近隣住民の合意を得ることを規定すべき。 ・住民の合意までは条件とできなくても、少なくとも説明会の開催については記載をすべき。 ・届出に際して地域住民の合意を得なければならないような規制を行うべきではない。 	<p>・施設利用者も地域の住民として生活することになることから、最低基準上、「無料低額宿泊所は、地域との結び付きを重視した運営」を行う旨を規定するとともに、解釈通知において、「施設の開設にあたっては地域住民に対して説明会等を開催し、理解を得るよう努めること」を記載する。</p> <p>・ただし、住民の同意については、開設にあたって必要とする法的根拠はなく、他の社会福祉施設においても近隣住民の同意について開設の要件等としていない。利用者の差別等とも取られかねないことから、無料低額宿泊所の最低基準として近隣住民の同意については規定を設けない。</p>
秘密の保持	<ul style="list-style-type: none"> ・個人情報保護法を遵守することを明記すべき。 	<p>・最低基準上、「利用者の秘密の保持」について規定する。その上で、解釈通知で、入念的に、個人情報保護法の規定を遵守する旨を記載する。</p>
衛生管理	<ul style="list-style-type: none"> ・病害虫等の駆除についても記載すべき 	<p>・最低基準上、衛生管理の項目に、「感染症、食中毒又は害虫が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずる」ことを規定する。</p>

無料低額宿泊所の最低基準に関する意見についての対応方針

	第5回検討会及び追加提出意見	意見についての対応方針
健康管理	・利用者の健康管理に留意することを記載すべき(現行ガイドラインにも記載)	・最低基準上、「入居者の健康保持に努める」ことを規定する。
受動喫煙防止	・受動喫煙防止法の遵守について触れるべき	・最低基準上、「施設全体が一つの住居として、共同で住まう場であることから、共用部分の円滑な使用に配慮する」ことを規定することとしているが、その配慮する内容として、解釈通知において、「喫煙場所や喫煙可能時間等を設定するとともに必要な換気を行うなど受動喫煙の防止に努めること」を記載する。
熱中症予防	・空調設備の整備に努めることについて記載してはどうか。	・最低基準上、無料低額宿泊所の構造設備について、「日照、採光、換気等の保健衛生に関する事項について十分に考慮されたものでなければならない」旨を規定することとしており、それぞれ施設の実情に応じて対応されるべきものであるが、空調設備の整備まで求めることは、費用面等を含めた検討が必要であり現時点で最低基準としては規定しないこととする。
洗濯設備	・入居定員に適した設備を設けることが必要	・最低基準上、設備の基準において、「定員に応じた設備とする」ことを規定する。
暴力団の排除	・事業者、施設長、職員等の関係者に、暴力団関係者を含まないことを記載すべき。	・他の法令等の規定を参考に、最低基準上、施設長及び職員その他の運営に関する者は、「暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者であってはならない」旨を規定する。
行政への届出	・運営規程、サービスの内容や料金について自治体に届け出ることを規定すべき。 ・金銭管理を行う場合の管理規程についても自治体に届け出ることを規定すべき。	・最低基準上、運営規程については「サービスの内容及び利用料等の費用の額」を記載するとともに、「運営規程を定め、又は変更したときは、都道府県等に届け出なければならない」旨を規定する。 ・金銭管理を行う場合の管理規程についても、最低基準上、「管理規程を定め、又は変更したときは、都道府県等に届け出なければならない」旨を規定する。

無料低額宿泊所の最低基準に関する意見についての対応方針

【サテライト型住居の設置関係】

	第5回検討会及び追加提出意見	意見についての対応方針
事業の位置づけ	<ul style="list-style-type: none"> 巡回による支援付きで共同居住する形態については、高齢者や障害者等含め地域共生社会の実現に向けた事業として位置づけるべきではないか。 地方都市等でサテライト型の形式で、届出なしで支援付き住宅をやっているところも多数ある。 小規模で巡回型の事業も規制の網をかける必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 生計困難者を対象として、住宅の提供とあわせて利用料を受領してサービス提供を行っている事業形態については、利用者保護の観点から、無料低額宿泊所の範囲に含めて、規制の対象とすることができるようとする必要がある。
	<ul style="list-style-type: none"> サテライト型住居は、通常の無料低額宿泊所と比べて物件の確保が容易であることから、新規参入など実施か所数が増大するのではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> サテライト型住居については、通常の無料低額宿泊所より、職員配置を20:1以上とすること、利用期間を原則1年間に限定をする等の上乗せの規制を設けることとしている。 新規参入により実施か所数が増大するか明らかではないが、上記の要件を満たし事業を行う場合は、貧困ビジネスの規制の観点及び利用者保護の観点から、無料低額宿泊所として整理して、規制の対象とすべきと考える。
	<ul style="list-style-type: none"> 首都圏の無料低額宿泊所は、高齢、精神疾患を抱えた者など単身生活が困難な者が多い。従来の施設型の無料低額宿泊所よりも職員配置を緩めたサテライト型の施設では、支援の質の低下や事故リスクの高まりを招くのではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> サテライト型住居については、居宅移行に向けた準備や訓練を目的としたものとして役割を区分することとしており、利用者の状況についても、生活全般にわたり支援が必要な者ではなく、日常生活についてはある程度自分で管理できる者が想定される。 従来の施設型の宿泊所とは、対象とする利用者像は異なることから、利用期間を原則1年間に限定するとともに、支援の質の低下を防止するため、20:1以上の職員配置を求めるなど、事業規模の制限など特別な要件を課すこととする。
	<ul style="list-style-type: none"> サテライト型が主な形態である地域もあり、必要な人には、サテライト型住居を活用していく必要がある。 障害関係で画一的な処遇をすること自体がよくないとされており、それぞれのニーズに合わせて分けていく考え方の方がわかりやすい。 	<ul style="list-style-type: none"> 通常の無料低額宿泊所についても、夜間等は職員が常駐していない施設が多く、職員が不在になる時間があることをもってサテライト型住居の事故リスクが増大するとは一概には言えない。

無料低額宿泊所の最低基準に関する意見についての対応方針

【サテライト型住居の設置関係】

	第5回検討会及び追加提出意見	意見についての対応方針
サテライト型住居の規模・範囲	<ul style="list-style-type: none"> 社会福祉法上、入所させて保護を行う事業について、常時保護を受ける者が5人に満たない場合は、社会福祉事業に含まれないこととしているが、今回5人未満の住居をサテライト型住居として社会福祉事業の範囲に含めることとしている。一方で、5人未満の住居のみを複数運営している場合には、社会福祉事業の範囲に含まれないこととなるが、その整合性について考え方を明確にすべき 	<ul style="list-style-type: none"> 建物としては5人未満の住居であっても、5人以上10人以下の無料低額宿泊所(本体施設)の近距離に立地し、同一の職員によって運営されている場合は、事業としては一体的に運営されている。したがって、そのような運営形態の場合には、障害者のグループホームの例も参考に、5人未満の住居も、本体施設に属する住居として全体を一つの無料低額宿泊所として届出の対象とするもの。 一方、5人未満の住居のみを設置している場合は、社会福祉事業の範囲に含まれる5人以上の施設が存在しないことから、無料低額宿泊所としての届出対象には含まれないもの。
	<ul style="list-style-type: none"> 1人の施設長で対応できる範囲として、サテライト型住居の設置は4か所まで、全体の定員は20名までとしているが、例えば6人定員の無料低額宿泊所3か所を1人の施設長で運営することや、15人定員の無料低額宿泊所と4人定員のサテライト住居1か所を1人の施設長で運営することを認めていないことについて考え方を明確にすべき。 	<ul style="list-style-type: none"> 本体施設と一体的に運営されるサテライト型住居については、より一般の居宅生活に近い少人数(5人未満)の住居を用いて、居宅移行に向けた準備や訓練を行うものとして位置づけるもの。 5人以上の施設については、単体施設(若しくは本体施設)として運営されるものとして、それぞれ施設長等を配置することを求めるもの。 また、入居定員が10名を超える場合には、当該単体の施設の運営に専任すべきものとして、サテライト型住居の設置はできないものとする。
	<ul style="list-style-type: none"> 5人以上の本体施設に属する住居ではなくても、5人未満の住居や単独居住で訪問等の支援が必要な者に対する支援を行っている住居をどのように考えるか。サテライト型住居に含めるべきではないか。 <p>(単独居住している者についてもサテライト型として含めた場合、入居者総数は20名を上限としても、サテライト型住居のか所数は10か所程度まで広げることができないか。)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 社会福祉法の規定により、5人未満の事業については社会福祉事業の対象外となっていることから、5人以上の本体施設と一体的に運営される5人未満のサテライト型住居のみを無料低額宿泊所の範囲に含めることとしている。 単独で設置される5人未満の共同住居に居住する者や、単独で居住(民間賃貸住宅等含む)する者に対する支援のあり方については、引き続き検討することとしたい。

【サテライト型住居の設置関係】

	第5回検討会及び追加提出意見	意見についての対応方針
サテライト型住居を活用した支援内容	<ul style="list-style-type: none"> ・サテライト型住居については、居宅移行の準備等を行うことを目的とするものとされているが、居宅移行に向けた支援を行う場合に、巡回による支援で実施可能なのか。居宅移行にむけた具体的な支援内容等について規定すべきではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・居宅移行に向けて、食事の準備、入浴、清掃、買い物、金銭の管理等については、原則本人が行うことが望ましいものであり、支援としては、(むしろ直接的な支援は最小限にとどめ、)それら本人の生活が問題なく営むことができているか確認し、必要な助言等を行うことが中心として考えられる。 ・そのため、解釈通知において「サテライト型住居については、食事や日用品の購入等はできる限り本人自身が行うものとすること」と記載する。 ・また、居宅の確保に関する支援等の居宅移行支援については、(サテライト型住居以外でも)福祉事務所等との連携により実施するものであるが、本人の意向の聴取や移行に向けた相談支援等を行うことを想定している。 ・福祉事務所と連携した居宅移行に向けた支援として、従来の「居宅生活移行支援事業」、「居宅の安定確保推進事業」を見直すこと等により、無料低額宿泊所からの居宅への移行及び居宅生活に移行した後、居宅生活への定着支援について推進を図ることを検討。 ・なお、サテライト型住居については、巡回による支援を行うものであることから、巡回等が適切に実施されるよう日々の巡回記録について整備を求めるものとする。
日常生活支援の委託	<ul style="list-style-type: none"> ・サテライト型住居は居住形態であり単純にサービスの軽重とは言えない。サテライト型でもサービスの内容によって日常生活支援住居施設として認めるべきではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・サテライト型住居については、日常生活支援の必要度は相対的に低い者であって、むしろ居宅移行等の支援が必要となる者が多いものと想定されるが、日常生活の支援住居施設の議論を行う中で検討することとしたい。

無料低額宿泊所の最低基準に関する意見についての対応方針

【サテライト型住居の設置関係】

	第5回検討会及び追加提出意見	意見についての対応方針
事業の要件	<ul style="list-style-type: none"> 利用期間は1年間に限定されているが、福祉事務所でのアセスメントにおいて、軽度の障害等があるなど単身独居生活が困難と判断された者であって、他の施設への転所を拒否する者、高齢者等で退居を促しても拒む者については引き続き利用ができるようにしてはどうか。 	<ul style="list-style-type: none"> サテライト型住居については、居宅移行に向けた準備や訓練を目的とした位置づけとして役割を区分するため利用期間を限定することとしている。 利用者の状況から1年間で退居できない場合もあることから、「原則として1年間」とするが、何度も利用期間を延長することは想定していない。
事業要件の検証	<ul style="list-style-type: none"> 事業規模について利用者20人まで、サテライト型住居が4か所に限定されているが、職員を2名以上配置する場合は40名まで8か所とすべき。 	<ul style="list-style-type: none"> サテライト型住居の利用者数は、本体施設とあわせて20名、サテライト住居の数は4か所を限度とするが、施設長とは別に施設長の要件を満たす職員が配置されている場合には、利用者数を本体施設とあわせて40名、サテライト住居の数は8か所までとする。 <p style="color: red;"><別添資料のとおり></p>